

公益社団法人北海道社会福祉士会倫理委員会の設置及び運営に関する規則

規則第8号
2013年4月1日制定

(根拠)

第1条 公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)定款第4条第3号に基づき、会員の倫理及び資質の向上に資するために倫理委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(委員会の位置づけ)

第2条 本委員会は、その目的を達成するために本会の組織において独立した立場で活動するものとする。

(組織)

第3条 本委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 会員3名

(2) 会員以外2名

2. 委員は、理事会において指名し、総会の承認を得なければならない。

3. 委員長は、委員の互選により定める。

4. 委員長は、本委員会を招集し、議長となる。

5. 本委員会が必要であると認めるときは、前項の委員のほか、臨時委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、2期(4年)を越えて選任されることはできないものとする。

2. 補欠として就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 委員長の任期は、委員の任期による。

4. 臨時委員は必要期間で1年を越えてはならない。

(解任)

第5条 委員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて、解任することができる。この場合、その委員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(審議事項)

第6条 本委員会の審議事項は、次のとおりとする。

(1) 会員の行動規範に関すること

(2) 会員の懲罰に関すること

(3) 会員に対する苦情、中傷等が持ち込まれた時の対処に関するこ

(4) 会員の不服申立てに関すること

(開催)

第7条 本委員会の会合は、定例会と臨時会とする。

2. 定例会は、原則として6ヶ月に1回開催する。

3. 臨時会は、委員長が必要と認めた場合と、委員の3分の2以上の開催要求があつた場合に開催する。

(議決数)

第8条 本委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立し、出席した委員の過半数をもって議決する。

(委員以外の出席者)

第9条 本委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第10条 本委員会の業務を遂行するために、必要な部会を設けることができる。

(細則)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、別にこれを定める。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、本委員会の発議に基づき、理事会の審議を経て、総会の承認を得なければならない。

附 則

1. 本規則は、本会設立の日から施行する。